

訪問看護ステーション花灯 運営規程

訪問看護ステーション花灯

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条

株式会社一灯が設置する訪問看護ステーション花灯（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護〔指定介護予防訪問サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（以下「訪問介護〔介護予防訪問サービス〕従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕にある利用者に対し、指定訪問介護〔指定介護予防訪問サービス〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護〔指定介護予防訪問サービス〕の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護運営の方針）

第2条

（指定訪問看護サービス運営の方針）

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 8 前7項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年条例第58号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問サービス運営の方針)

- 1 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 事業の実施に当たっては、指定介護予防訪問サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定介護予防訪問サービスの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 8 前 7 項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年条例第 58 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第 3 条

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション花灯
- (2) 所在地 大阪府堺市北区長曾根町 1624 番地 1 バンブーハイツ 102 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師：常勤1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員：看護職員3名以上

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

定休日 土曜日、日曜日、祝日、12月30日から1月3日。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供時間 月曜日～日曜日の午前9時から午後6時とする。

※前項の規定に関わらず、定休日や営業時間外の訪問に関しては相談に応じる。また、24時間365日緊急訪問体制を整え、緊急時の訪問は行うものとする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第7条

事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、第2条を目的として、次に掲げる事業を行

うものとする。

(1) 訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

① 健康状態の観察

② 日常生活の看護（清潔、排泄、食事等）

③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきり予防、マッサージ等）

④ 精神疾患のある利用者への看護

⑤ 在宅生活、介護方法の指導

⑥ 認知症患者の看護

⑦ カテーテル類の管理・床ずれの処置や予防

⑧ その他医師の指示による医療処置

(3) 訪問看護〔介護予防訪問看護〕報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

第8条

- 1 指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕を提供した場合の利用料の額は、健康保険法、介護保険法に基づいた厚生労働大臣が定める告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、支払限度額を超えた場合は全額利用者負担とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。
- 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省告示第127号）によるものとする。
- 3 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 5 当日キャンセルにおけるキャンセル料は次の額とする
 - (1)当日無断キャンセル：1提供あたりの金額の100%
 - (2)キャンセル連絡あり：無料
- 6 交通費：無料

(通常の事業の実施地域)

第9条

当ステーション通常の事業の実施地域は、堺市、大阪市、松原市、藤井寺市、和泉市、高石市、河内長野市とする。

※上記以外の市区町村は要相談とする。

(業務継続計画の策定等)

第10条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

＊業務継続計画マニュアルを作成し令和8年7月1日より適用する。

(衛生管理等)

第11条

- 1 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、事業所の従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

＊衛生管理・感染症予防マニュアルを作成し令和8年7月1日より適用する。

(緊急時等における対応方法)

第12条

- 1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(任意損害賠償保険)

保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

仲介業者：株式会社メディカル保険サービス

＊事故発生時マニュアルを作成し令和８年７月１日より適用する。

（苦情・事故における対応方法）

第１３条

- 1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情等に関する窓口を設置する。また、利用者及び家族へ契約時に説明するものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

＊苦情相談マニュアルを作成し令和８年７月１日より適用する。

（個人情報の保護）

第１４条

- 1 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的以外では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供は必要に応じて利用者または代理人の了承を得るものとする。
- 3 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- 4 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 5 個人情報記録書類の保管期間は完結日より原則２年とする。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は３年間、診療録は５年保管とする）また、書類はシュレッターにて破棄するものとする。

＊個人情報保護マニュアルを作成し令和８年７月１日より適用する。

（虐待防止に関する事項）

第１５条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待を防止するための対策を検討する委員会の定期的な開催

- (2) 従業者への委員会結果の周知
- (3) 虐待の防止のための指針の整備
- (4) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護す

る者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する

ものとする。

＊高齢者虐待予防マニュアルを作成し令和8年7月1日より適用する。

（事故・個人情報漏洩、虐待における対策）

第16条

事故・個人情報漏洩・虐待における対応は下記とする。

- (1) 速やかに事故内容を管理者へ報告する。
- (2) 管理者は事故内容を調査し、利用者及び家族、各関係者へ報告・謝罪を行う。
- (3) 損害を与えた場合は、必要に応じ損害賠償対応を行う。
- (4) 情報漏洩、事故、虐待内容に関して会議を開催し、迅速に改善策を講じるものとする。
- (5) 関係各所、行政へ届出をする。

（その他運営に関する留意事項）

第17条

1 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヵ月（必要に応じて延長する）
- (2) 継続研修 年6回の業務研修

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。

4 事業所は、看護師等が、健康保険法第3条第31項の規定による電子視覚確認により、利用者の診療情報を取得及び活用し、質の高い訪問看護を実施し、計画的な管理を行う。

5 事業所は、継続計画（BCP）を策定し、それに関する研修の実施及び見直しを定期的に行う。

6 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する諸記録を整備し、その完了の日から2年間（サービス提供記録は提供の日から5年間）は保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社一灯と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。